

報道資料

令和3年10月14日

担当：福祉部介護福祉課
（担当者：有本、田中）
電話：0742-34-5422（直通）
（内線4756）

介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、株式会社樹に対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項第6号、第7号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- （1）事業者名称 株式会社 樹
- （2）代表者 代表取締役 辻井 俊樹
- （3）事業者所在地 奈良県奈良市法蓮町471番地の1
- （4）事業所名称 ケアステーション和
- （5）事業所所在地 奈良県奈良市法蓮町471番地の1
- （6）サービス種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

2 指定取消年月日

令和3年11月30日

3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号、第7号及び第115条の45の9第1項第6号に該当する事実が確認されたため。

(1) 不正請求（訪問介護）

・平成29年10月1日から令和元年10月31日までの2年1か月の間、サービス提供責任者として届出をしていた者が本来サービス提供責任者が行うべき業務を実際に行っていなかったにもかかわらず、当該期間に利用のあった13人（うち奈良市民4人）分の介護報酬を不正に請求した。

《根拠条文》法第77条第1項第6号

※サービス提供責任者の業務

- ①指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携
- ④訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報の伝達
- ⑤訪問介護員等の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員等の能力や希望をふまえた業務管理の実施
- ⑦訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施
- ⑧その他サービス内容の管理についての必要な業務の実施

(2) 虚偽報告（訪問介護）

・令和元年12月25日の監査において、次のとおり虚偽の報告を行った。

ア. 介護報酬の支給に関し、雇用前の職員の氏名をサービス提供責任者として記載した虚偽の平成29年2月1日付け訪問介護記録を提出した。

イ. 訪問介護計画の作成日が「令和」の元号が発表されるより以前の平成31年2月1日付であるにもかかわらず、計画期間が平成30年11月1日から令和2年10月31日とされた訪問介護記録を提出した。

《根拠条文》法第77条第1項第7号

(3) 法令違反（介護予防・日常生活支援総合事業）

・法第115条の45第1項第1号イに定める第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において上記（1）（2）のとおり法令違反があった。

《根拠条文》法第115条の45の9第1項第6号

4 事業者に対する経済上の措置（奈良市分のみ）

返還請求予定額 981,737 円

【内訳】不正請求額 701,241 円 （令和元年8月～令和元年10月）

加算金 280,496 円

（介護保険法第22条に基づき、不正請求額（返還させるべき額）に100分の40を乗じて得た額（加算金）を徴収することができる。）